

セーフティネット保証 2号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第2条第5項第2号】（事業活動の制限）

● 対象中小企業者（認定要件）

- イ 当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス10%以上の見込みである中小企業者。
- ロ 当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス10%以上見込みである中小企業者。

● 申請に必要なもの

- ① 認定申請書 **2部**
- ② 売上高等チェックシート（指定様式）※事前に計算してください。 1部
- ③ 誓約書 1部
- ④ 委任状（代理申請の場合） 1部
- ⑤ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後3か月以内の原本又は写し 1部
注）個人事業主の場合は不要
- ⑥ 会社概要 1部
又は会社案内のパンフレットやホームページ等（資本金、従業員人数、事業内容等が記載されたもの）
- ⑦ 認定申請書に記載されている内容（月ごとの売上高等）が確認できる資料（月次試算表、売上台帳、法人事業概況説明書、総勘定元帳等）
- ⑧ 確定申告書又は決算書の写し（直近決算期分） 1部

● 申請と認定の手続きについて

- ① 上記書類がそろいましたら商工振興課窓口へ提出してください。
- ② 認定申請に当たっては、1週間ほど余裕をもってお申し込みください。
認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、商工振興課窓口まで直接受取にお越しください。
- ③ 委任状による金融機関の代行も可能です。

問い合わせ：あきる野市役所環境経済部商工振興課商工振興係
電話 042-558-1867（ダイヤルイン）
FAX 042-558-1119